

○財務省告示第十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成三十年十二月二十五日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成三十一年一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第三百
三十二回、第三百三十三回、第
三百三十四回、第三百三十五
回、第三百三十六回、第三百三
十九回、第三百四十回、第三百
四十三回、第三百四十四回、第
三百四十六回、第三百四十七
回、第三百四十九回、第三百五
十回及び第三百五十一回）及び
利付国庫債券（二十年）（第六
十六回、第六十八回、第九十回、
第九十七回、第九十八回、第九
十九回、第三百三回、第三百四
回、第三百六回、第三百七回、
第三百八回、第三百九回、第
四百一回、第四百二回、第四百
三回、第四百四回、第四百五回、
第四百六回、第四百七回、第
四百八回、第四百九回、第五百
一回、第五百二回、第五百三回、
第五百四回、第五百五回、第
五百六回、第五百七回、第五百
八回、第五百九回、第六百回、
第六百一回、第六百二回、第六
百三回、第六百四回、第六百五
回、第六百六回、第六百七回、
第六百八回、第六百九回、第七
百回、第七百一回、第七百二回、
第七百三回、第七百四回、第七
百五回、第七百六回、第七百七
回、第七百八回、第七百九回、
第八百回、第八百一回、第八百
二回、第八百三回、第八百四回、
第八百五回、第八百六回、第八
百七回、第八百八回、第八百九
回、第九百回、第九百一回、第
九百二回、第九百三回、第九百
四回、第九百五回、第九百六回、
第九百七回、第九百八回、第九
百九回、第十回、第十一回、第
十二回、第十三回、第十四回、
第十五回、第十六回、第十七回、
第十八回）
特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項
社債、株式等の振替に関する法

二 発行の根拠
法律及びそ
の条項
の適
三 振替法の適
社債、株式等の振替に関する法

用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額	七 払込金額	八 最低額面金額	九 振替単位	十 発行日	十一 発行価格	十二 十三 経過利率
<p>律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。</p>	<p>利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行</p>	<p>各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。</p>	<p>円 額面金額で五千九百八十一億</p>	<p>六千四百四億四千六百五十七万五千円</p>	<p>五万円</p>	<p>振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。</p>	<p>平成三十年十二月二十五日</p>	<p>発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額</p>	$\frac{1 + \left[\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}}{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}$ <p>（別表のとおり） 募入決定の通知を受けた者は、</p>

の払込み

払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の利率／子に総額×各発行対象国債の前十号週に支払期する発行日から第十号週に日数に利子場合には、発行日／365

十四 利 子

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五 償還 期限
十六 償還 金額
十七 入札 の 基

（別表のとおり）
額面金額百円につき百円
銘柄毎の基準利回は、平成三十年十二月二十一日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

十八 元利 金支
十九 払場 所
二十 入札 参加
二十 者 払込 期日

平成三十年十二月二十五日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (十年第三回)	○・六%	十年平 日十成 二三月 二十五	三百九億 円
利付国庫債券 (十年第三回)	○・六%	日年平 三成 三月 二十六	六十三億 円
利付国庫債券 (十年第四回)	○・六%	日年平 六成 三月 二十六	六十三億 円
利付国庫債券 (十年第五回)	○・五%	日年平 九成 三月 二十六	五十四億 円
利付国庫債券 (十年第六回)	○・五%	十年平 日十成 二三月 二十六	二十三億 円
利付国庫債券 (十年第九回)	○・四%	日年平 六成 三月 二十七	四十億 円
利付国庫債券 (十年第一回)	○・三%	十年平 日十成 二三月 二十七	六十九億 円
利付国庫債券 (十年第三回)	○・一%	日年平 六成 三月 二十八	九億 円
利付国庫債券 (十年第五回)	○・一%	十年平 日十成 二三月 二十八	七十八億 円

（（利 第二付 九十国 十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 八）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 七）債 回）券 ）	（（利 第二付 九十国 十年庫 ）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 八）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 六）債 回）券 ）	（（利 第一付 回三年 ）庫 百）債 五十）券 ）	（（利 回第十 ）庫 百）債 五十）券 ）	（（利 第九付 回三年 ）庫 百）債 四十）券 ）	（（利 第七付 回三年 ）庫 百）債 四十）券 ）	（（利 第六付 回三年 ）庫 百）債 四十）券 ）
二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	一 ・ 八 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %
十年平 日十成 二三 月十 二十九	日年平 九成 三月三 二十九	日年平 九成 三月三 二十九	日年平 九成 三月三 二十八	日年平 三成 三月三 二十六	十年平 日十成 二三 月十 二十五	六平 月成 二四 二十 日年	三平 月成 二四 二十 日年	十年平 日十成 二三 月十 二十九	日年平 六成 三月三 二十九	日年平 三成 三月三 二十九
円百 八 十七 億	円百 五 十二 億	六 十八 億 円	五 十 億 円	五 十 億 円	五 十 億 円	二 千 三 百 五 十 億 円	千 億 円	二 十 九 億 円	億三 百八 十四	二 十 一 億 円

（（利 第二付 百十国 三年庫 十）債 回）券 ）	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十）債 二）券 ）	（（利 回第二付 百十国 二年庫 十）債 一）券 ）	（（利 回第二付 百十国 十年庫 五）債 回）券 ）	（（利 回第二付 百十国 十年庫 四）債 回）券 ）	（（利 回第二付 百十国 十年庫 一）債 回）券 ）	（（利 回第二付 百十国 八年庫 回）債 ）券 ）	（（利 回第二付 百十国 七年庫 回）債 ）券 ）	（（利 回第二付 百十国 六年庫 回）債 ）券 ）	（（利 回第二付 百十国 四年庫 回）債 ）券 ）	（（利 回第二付 百十国 三年庫 回）債 ）券 ）
一 ・ 八 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %
日年平 九成 月四 二十三	日年平 九成 月四 二十二	日年平 九成 月四 二十二	十年平 日十成 二四 月十一 二一	十年平 日十成 二四 月十一 二一	日年平 六成 月四 二十一	日十平 二成 月四 二十年	日十平 二成 月四 二十年	九平 月成 二四 十十日 年	六平 月成 二四 十十日 年	六平 月成 二四 十十日 年
十四 億 円	九 億 円	三 億 円	二 十 九 億 円	円百 六 十 三 億	十五 億 円	百 十 六 億 円	五 十 三 億 円	十 八 億 円	三 十 八 億 円	五 十 億 円

（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 八 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 七 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 五 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 四 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 三 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）四年庫 十）債 二 券	（（利 回第二付 ）百十国 ）三年庫 十）債 四 券
一 ・ 五 %	一 ・ 六 %	一 ・ 七 %	一 ・ 五 %	一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	一 ・ 八 %
日年平 三成 月四 二十 十六	十年平 日十成 二四 月十 二五	日年平 六成 月四 二十 十五	日年平 三成 月四 二十 十五	日年平 三成 月四 二十 十五	十年平 日十成 二四 月十 二四	日年平 三成 月四 二十 十四
億四 円百 四 十八	四 十 億 円	十 一 億 円	二 百 二 億 円	五 億 円	百 億 円	四 十 億 円